

令和 4 年度 各種補助事業 事業報告

1. 事業目的

都市化が進む中で、本市の都市農業が健全に維持・発展していくよう、農業者への各種支援事業を通して、効率的で安定的な農業経営を確立する。

2. 実施実績、予算現額及び支出済み額（令和 4 年 12 月 28 日時点）

（1）農産物等 P R 事業負担金

市川市農産物等普及協議会への負担金支出。

予算現額：700,000 円 支出済み額：700,000 円

（2）農業青少年グループ活動育成事業補助金

市川市農業青少年クラブへの補助。

予算現額：200,000 円 支出済み額：0 円

（3）園芸用廃プラスチック処理事業補助金

市川市園芸用廃プラスチック対策協議会への補助。

予算現額：400,000 円 支出済み額：201,600 円

（4）減農薬栽培推進事業補助金

コンフューザーN（性フェロモン材）導入に関して、減農薬栽培に取り組む市内農業者への補助。

予算現額：1,800,000 円 支出済み額：1,728,000 円

（5）防鳥網等設置事業補助金

防鳥網等導入に関して、市内農業者への補助。

予算現額：1,650,000 円 支出済み額：2,373,000 円

（6）ちばの園芸産地整備支援事業補助金

農産物加工機械導入に関して、市内農業者への補助。

予算現額：1,001,000 円 支出済み額：0 円

（7）農業近代化資金利子補給金

農業近代化資金に関して、融資機関への利子補給。

予算現額：299,000 円 支出済み額：0 円

(8) 施設園芸支援事業補助金

施設園芸における施設の新設や環境保全型の改修をする市内農家への補助。

予算現額：15,250,000 円 支出済み額：13,839,000 円

(9) 市民農園開設等支援事業補助金

市民農園利用者が使用する設備整備に関して、開園者への補助。

予算現額：150,000 円 支出済み額：150,000 円

(10) 被災農業者災害見舞金

令和4年6月に発生した降雹により損害を受けた市内農業者へ支給。

予算現額：9,000,000 円 支出済み額：8,800,000 円

(11) 農業者肥料価格高騰対策支援金

肥料価格の高騰に関して、市内農業者へ支給。

予算現額：42,708,000 円 支出済み額：21,019,000 円

(12) 多目的防災網設置事業

多目的防災網の設置に関して、市内農業者への補助。

予算現額：78,284,000 円 支出済み額：0 円

令和4年度 市川市農産物等普及協議会 事業報告

1. 事業目的

市川市では、県下でも有数の産出額を誇る梨をはじめ、野菜や花きなどが生産されている。こうした高品質な農産物を広く市民に PR し、消費の拡大を図るとともに、採りたて新鮮な農産物を提供することにより都市農業への市民の理解を醸成する。

2. 事業実績

(1) 直売所マップの制作

既存の直売所マップが10年間更新されておらず、新規就農した農業者もいるため、新たに直売所マップを作成した。

1) 発行枚数：3, 000部

2) 配布実績：市内公共施設、PR 事業関連イベントで配布

(2) 「市川とまと」フェア

オリジナルエコバックに「市川とまと」を入れて販売し、本市農産物等のPRを実施した。

1) 日時：令和4年4月23日（土）

2) 場所：東西線行徳駅

3) 販売個数：1, 071個

(1023個/341セット（袋）、48個/2箱)

1セット3個入 200円、1箱 24個入り 1600円

(3) 「市川のなし」フェア、庁舎等での特別販売

地域ブランド「市川のなし」の販売を行いPRを実施した。

今年度はひょう被害にあった梨を販売し、従来の「市川のなし」フェアに加え、庁舎等でも特別販売を実施することで、ひょう害梨も美味しさには問題のないことをアピールした。

① 「市川のなし」フェア

・実施日：令和4年8月6日（土） 実施場所：行徳駅前

・実施日：令和4年9月10日（土） 実施場所：市川駅前

② 庁舎等での特別販売

・実施日：令和4年8月22日（月）～26日（金）

実施場所：第1庁舎 1階

・実施日：令和4年8月29日（月）～31日（水）

実施場所：いちかわ観光物産インフォメーション

(4) 市川産花の展示会

J Aいちかわ花き部会の協力で、市内産の花きの展示を行うとともに、花の直売所マップの配布を実施した。

- 1) 実施日：令和4年11月25日（金）～12月1日（木）
- 2) 実施場所：①第一庁舎
②メディアパーク市川
③行徳支所
- 3) 実施内容：シクラメン、ユリ等の花き展示、花の直売所マップの配布

(5) 第10回市川市農水産まつり

農水産物・加工品の直売を行い、併せて満点エコボカードとシクラメンの交換や市川市魚食文化フォーラムによるホンビノス貝の販売、千葉伝統郷土料理研究会による太巻き祭りずしの展示を行った。

- 1) 実施日：令和4年12月10日（土）11時～14時
- 2) 実施場所：J Aいちかわ行徳支店駐車場
- 3) 実施内容：①野菜等農産物の販売
②市川市魚食文化フォーラム実行委員会による市川産のホンビノス貝の販売芋煮販売
③和洋女子大学と市川市農業青少年クラブで育てた里芋を使った芋煮の販売
④市川市食生活改善推進協議会による秋冬野菜レシピの配布
⑤ボランティア・NPO 課による満点エコボカードとシクラメン、本まつりで使える野菜割引券等の交換
⑥太巻き祭りずしの展示

1. いちかわ都市農業振興プランとは

都市農業振興基本法(平成27年4月22日施行)に基づき、国が策定した都市農業振興基本計画の趣旨を踏まえ、将来にわたって本市の都市農業が安定的に継続すること、及び本市の都市農業(農地)が有する多様な機能の発揮を通じ、市民生活の向上に資することを目的に策定するもの。

【国】	【県】	【市】
H27.4 都市農業振興基本法		H28.3 いちかわ都市農業振興プラン
H28.5 都市農業振興基本計画	H30-R3 千葉県農林水産業振興計画 R4-R7 千葉県農林水産業振興計画	第二次いちかわ都市農業振興プラン(案)

2. 改定理由

いちかわ都市農業振興プランの計画期間(平成28年度～令和2年度)、及び令和3年度計画、令和4年度計画の終了に伴い、現計画の検証及び計画策定後の法令改正その他農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の農業振興施策の推進を図るため、内容の見直しを行う。

■プラン策定後の主な動向

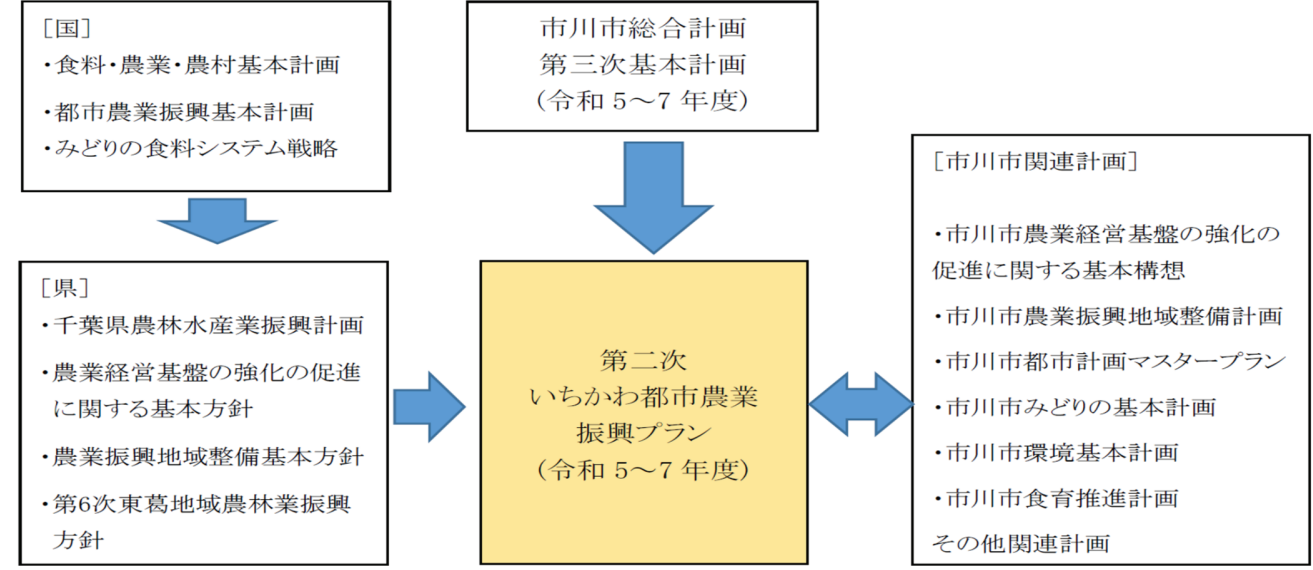
年 度	項 目	概 要
平成28年度	都市農業振興基本計画の策定	都市農地の位置づけの変化 宅地化すべきもの➡都市にあるべきもの
平成30年度	生産緑地法の改正 都市農地の貸借の円滑化に関する法律	生産緑地地区指定の面積要件引き下げほか 生産緑地の貸借のハードルが低下
令和元年度	食料・農業・農村基本計画の改定 国連サミット	食料自給率の向上 SDGs、持続可能性への関心の高まり
令和2年度～	新型コロナウイルス感染症の拡大	社会経済活動やライフスタイルの変化
令和4年度	みどりの食料システム法施行 気候変動による生産環境の変化	環境と調和のとれた食料システムの確立 R4.6.3 降雹被害ほか

3. 第二次いちかわ都市農業振興プラン(案)の概要

(1)計画期間 令和5年度～令和7年度

H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
第二次基本計画(10年間)							推重 進点	推重 進点	第三次基本計画(3年間)		
第二次実施計画(3年間)			第三次実施計画(3年間)			推重 進点			第三次実施計画(3年間)		
いちかわ都市農業振興プラン(5年間)							R3年 度版	R4年 度版	第二次いちかわ 都市農業振興プラン(3年間)		

(2)計画の位置づけ



(3)体系図及び主な変更点

※別紙のとおり

(4)重点事業と目標指標

基本方針	重点事業		指標	R3年度 実績値	R7 年度 目標値
Ⅰ 活力に 満ちた農業 の推進	①	認定農業者等 の育成・確保	認定農業者数	138 名	140 名
	②	スマート農業 の推進	スマート農業 助成件数 (情報提供)	0件 (0 回/年)	2件 (2 回/年)
	③	環境に配慮した 農業の推進	減農薬栽培 面積	5,157.5a	5,200a
	④	農業経営の安定化対 策の推進	果樹園におけ る多目的防災 網設置面積 (設置割合)	4,566a (22%)	5,800a (28%)
Ⅱ 都市農地 の保全	⑤	農地の 利用集積の促進	担い手への 農用地利用集 積面積** (集積率)	19,917a (38.5%)	22,2000a (43%)
Ⅲ 都市農業 への理解 の醸成	⑥	民設市民農園の 開設等への支援	民設市民農園 区画数	732 区間	770 区画
		農業に関心がある市民の割合 (e-モニター)		72.3%	85%

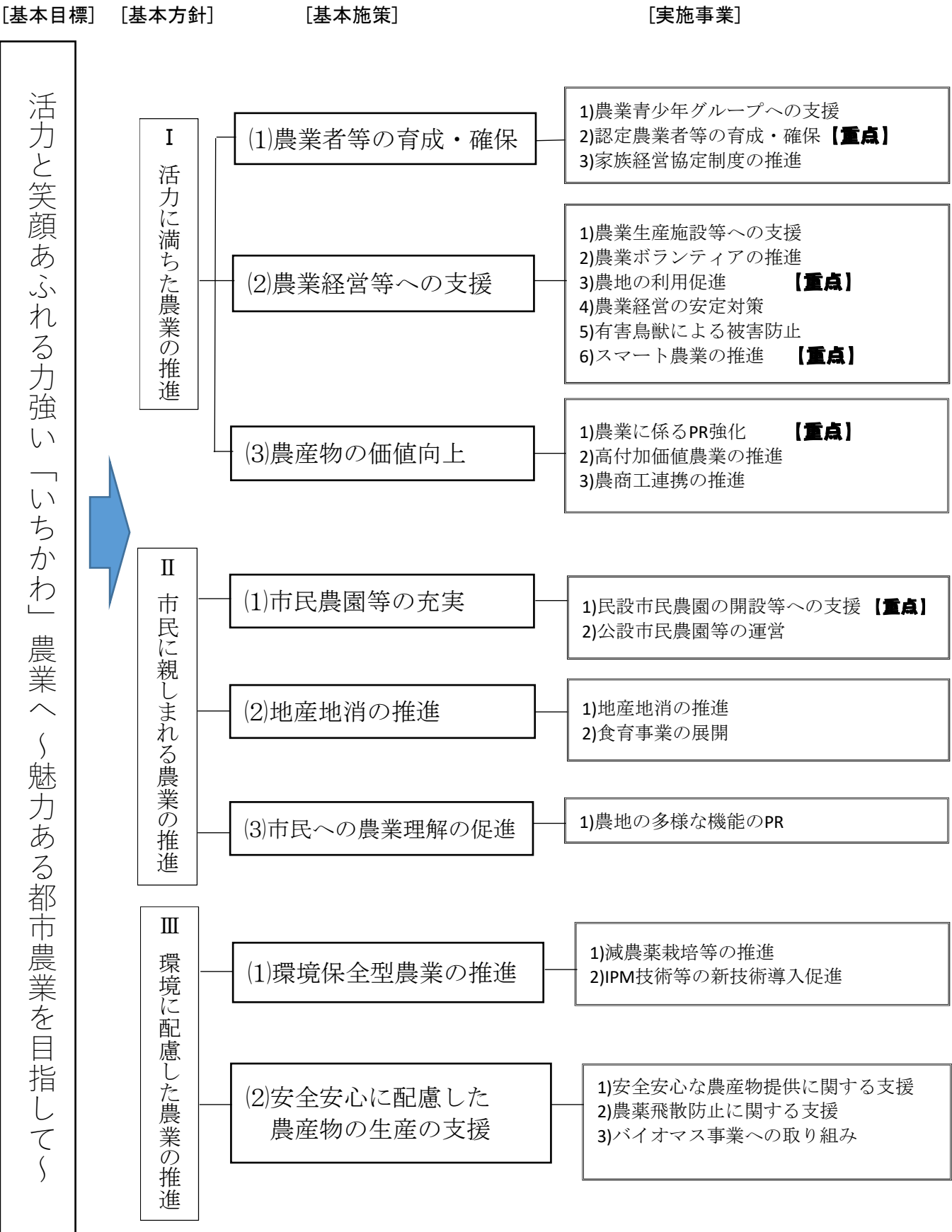
4.今後のスケジュール

- 令和5年1月30日(月)～2月28日(火)
 - 令和5年3月
- パブリックコメント
第二次いちかわ都市農業振興プラン策定

いちかわ都市農業振興プランの体系図

【現計画】R27 年度策定,R3,4 年度改定

【改定案】



NEW		新規事業又は現計画からの分類変更		★重点事業(新規) ☆重点事業(継続)	
基本目標	基本方針	基本施策	実施事業		
活力と笑顔あふれる力強い「いちかわ」農業へく魅力ある都市農業を目指してく	Ⅰ 活力に満ちた農業の推進	(1) 農業者等の育成・確保	1) 認定農業者等の育成・確保 ☆		
			2) 農業青少年グループへの支援		
			3) 多様な担い手等の育成	NEW	P.17
		(2) 農業経営の安定化	1) 農業生産施設等への支援		
			2) スマート農業の推進 ☆		
			3) 環境に配慮した農業の推進 ★		
			4) 農業所得の安定対策の推進 ★	NEW	P.20
		(3) 農産物の価値向上	1) 農産物に係る PR の強化		
			2) 農産物の高付加価値化等の推進		
	Ⅱ 都市農地の保全	(1) 農地の利用促進	1) 利用集積の促進 ☆		
			2) 遊休農地対策	NEW	P.22
		(2) 生産緑地制度等の活用	1) 生産緑地の指定	NEW	P.22
			2) 都市農地の貸借の円滑化の推進	NEW	P.23
	Ⅲ 都市農業への理解の醸成	(1) 農業とふれあう機会の充実	1) 市民農園等の充実 ☆		
			2) 農業に関する学習の機会の充実	NEW	P.27
			3) 農業ボランティアの推進	NEW	P.27
		(2) 地産地消の推進	1) 地産地消の推進		
			2) 食育事業の推進		
(3) 広報活動の推進		1) 農地の多様な機能の PR			

第二次いちかわ都市農業振興プラン (案)

※図表・数値は暫定です

令和 5 年 3 月

市川市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 市川市の都市農業の現状と課題

- 1 市川市の都市農業の現状・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 市川市の都市農業の課題・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 第一次計画の検証・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 市川市の都市農業の目指す姿

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第4章 施策の内容

基本方針Ⅰ 活力に満ちた農業の推進

- 基本施策(1) 農業者等の育成・確保・・・・・・・・ 16
- 基本施策(2) 農業経営の安定化・・・・・・・・ 18
- 基本施策(3) 農産物の価値向上・・・・・・・・ 21

基本方針Ⅱ 都市農地の保全

- 基本施策(1) 農地の利用促進・・・・・・・・ 22
- 基本施策(2) 生産緑地制度等の活用・・・・・・・・ 22

基本方針Ⅲ 都市農業に対する理解の醸成

- 基本施策(1) 農業とふれあう機会の充実・・・・・・・・ 24
- 基本施策(2) 地産地消の推進・・・・・・・・ 28
- 基本施策(3) 広報活動の推進・・・・・・・・ 29

第5章 計画の推進体制

- 1 各主体の役割と推進体制・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 重点事業と目標指標・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 計画の評価と進行管理・・・・・・・・・・・・・・ 32

資料編

- 「(仮称)いちかわ都市農業振興プラン(令和4年度版)」に係るアンケート
- いちかわ都市農業振興プラン策定等に係るアンケート (略)

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本市では、2015 年(平成 27 年)4月に制定された都市農業振興基本法(以下、「基本法」という。)に基づき、2016 年(平成 28 年)3月に「いちかわ都市農業振興プラン(以下「第一次計画」という。))」を策定しました。

この計画は 2021 年(令和3年)3月末をもって計画期間の5年を経過したことから、市の基本計画に合わせて「いちかわ都市農業振興プラン(令和3年度計画)」、「いちかわ都市農業振興プラン(令和4年度計画)」を策定し、農業施策を推進してきました。

この間、国の都市農業振興基本計画において、都市部の農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換され、生産緑地法の一部改正や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行など関連法令の整備も進んでいます。

また、一方で都市農業の持続的な成長に向けて、自然災害や気候変動等のリスクへの対応強化、SDGs(持続的な開発目標)やみどりの食料システム戦略を契機とした環境に配慮した取り組みの推進、スマート農業や農業のデジタルトランスフォーメーション(DX)等への対応も必要となっています。

そこで、これらの変化に対応し、本市の特色を活かした農業の持続的な成長を目指し、「第二次いちかわ都市農業振興プラン」を策定しました。

2 計画の期間

本計画は、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を計画期間とします。

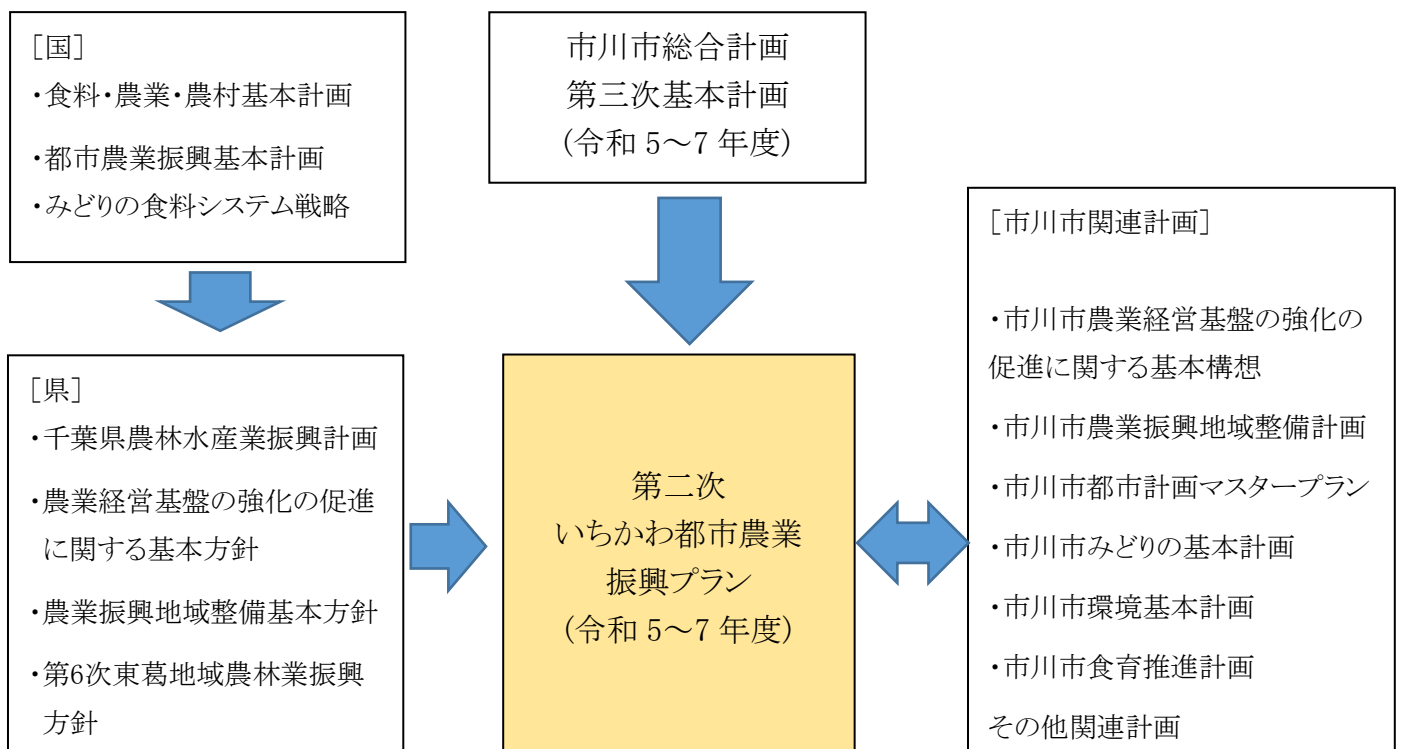
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
第二次基本計画(10年間)							推 重 進 点	推 重 進 点	第三次基本計画(3年間)		
第二次実施計画(3年間)			第三次実施計画(3年間)			推 重 進 点			第三次実施計画(3年間)		
		いちかわ都市農業振興プラン(5年間)					R3年 度版	R4年 度版	第二次いちかわ 都市農業振興プラン(3年間)		

3 計画の位置づけ

第二次いちかわ都市農業振興プランは、市川市総合計画を上位計画とし、本市の農業振興を計画的に進めていくための3か年計画として位置付けるものとし、国・県が策定した農業振興に関する計画や本市の関連する部門計画とも連携して推進していきます。

また、このプランは、都市農業振興基本法に基づき平成 28 年に国が策定した都市農業振興基本計画の趣旨を踏まえ、都市農業の振興に関する地方計画を兼ねるものとしす

■ 計画の位置づけ



第2章 市川市の都市農業の現状と課題

1 市川市の都市農業の現状

(1) 概要

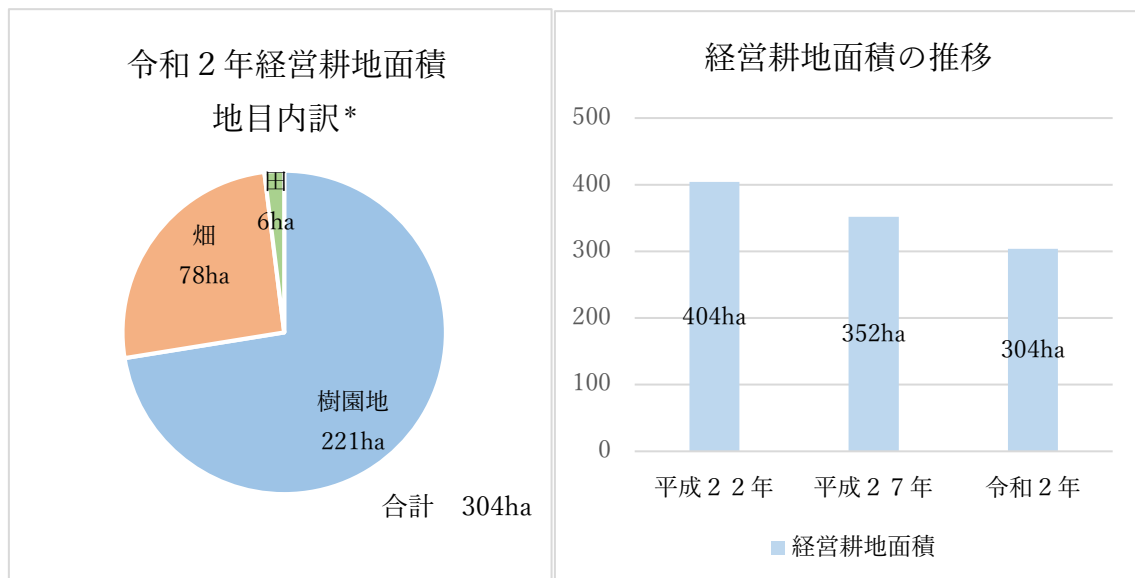
本市は大消費地である東京都に隣接し、約49万人の市民が住む住宅都市として発展している一方で、北部を中心に農業も盛んに行われています。

地形は概ね平坦であり、台地は関東ローム層の粘質壤土、低地は海岸であったことから砂質壤土が形成されています。気候は1年を通して温暖で、県内有数の産出額を誇る梨の栽培、施設栽培のトマトや露地栽培のネギなどを中心とした野菜栽培、シクラメン等の花き栽培が行われています。

また、市川市は大町地区及び大野町地区の一部(総面積:386ha)が昭和48年に千葉県知事より農業振興地域に指定されたことから、昭和49年に市川市農業振興地域整備計画を策定しています。農業振興地域内農用地区域は、原則として農地転用が認められていないため、優良な農地が維持されています。

(2) 農地の現状

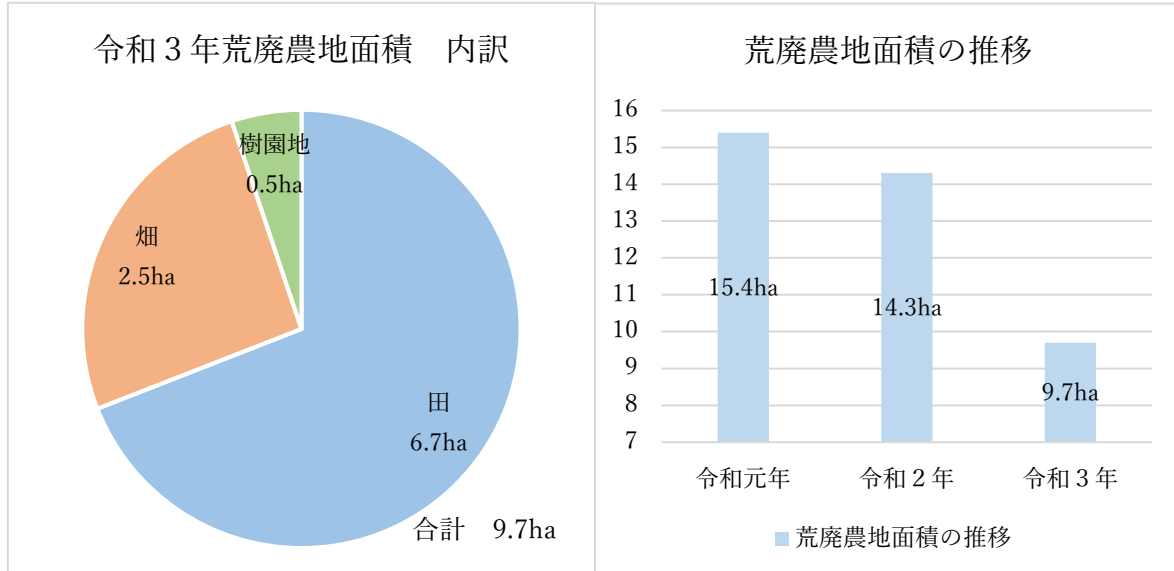
①令和2年の販売農家における経営耕地面積(以下「経営耕地面積」と言う。)は304haで、その内訳は樹園地が221ha(73%)、畑が78ha(26%)、田が6ha(2%)となっています。経営耕地面積は、年々減少しています。



出典:2010年世界農林業センサス、2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

*小数点以下四捨五入のため合計値と一致しません。

②荒廃農地面積は、令和3年は9.7haで、その内訳は田が6.7ha、畑が2.5ha、樹園地が0.5haとなっています。荒廃農地面積は減少傾向にあります。



出典：荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（令和元年度、2年度）

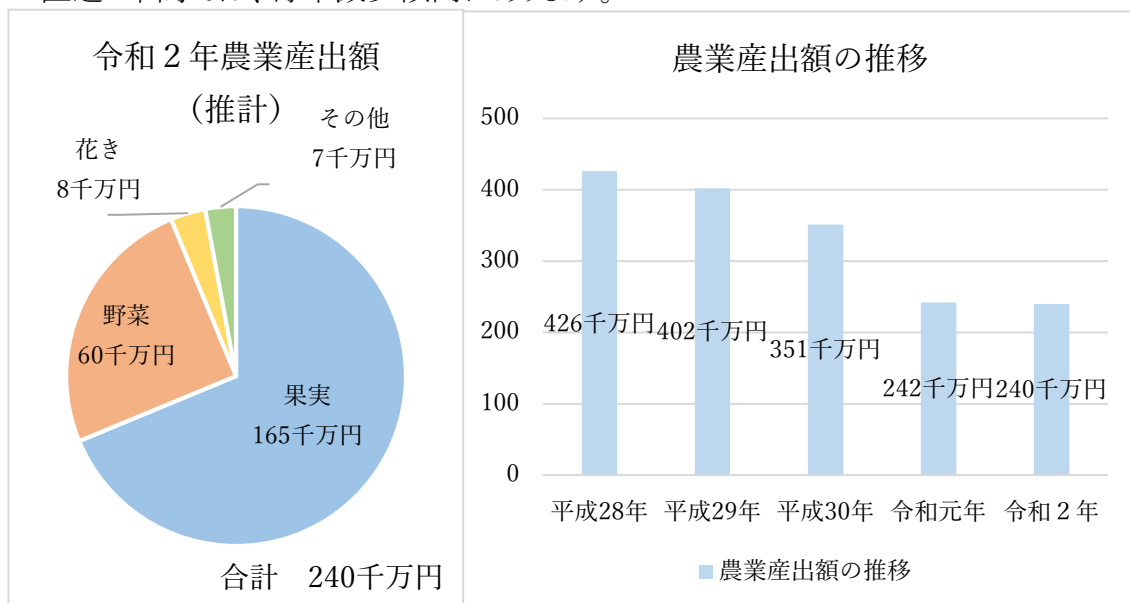
遊休農地に関する措置の状況に関する調査（令和3年度）

* 小数点第2位四捨五入。

(3) 農業産出額

本市における令和2年の農業産出額（推計）は24億円で、その内訳は、果実が16億5000万円（68.8%）と最も多く、次いで野菜6億円（25.0%）、花き8000万円（3.3%）となっています。

直近5年間では、毎年減少傾向にあります。



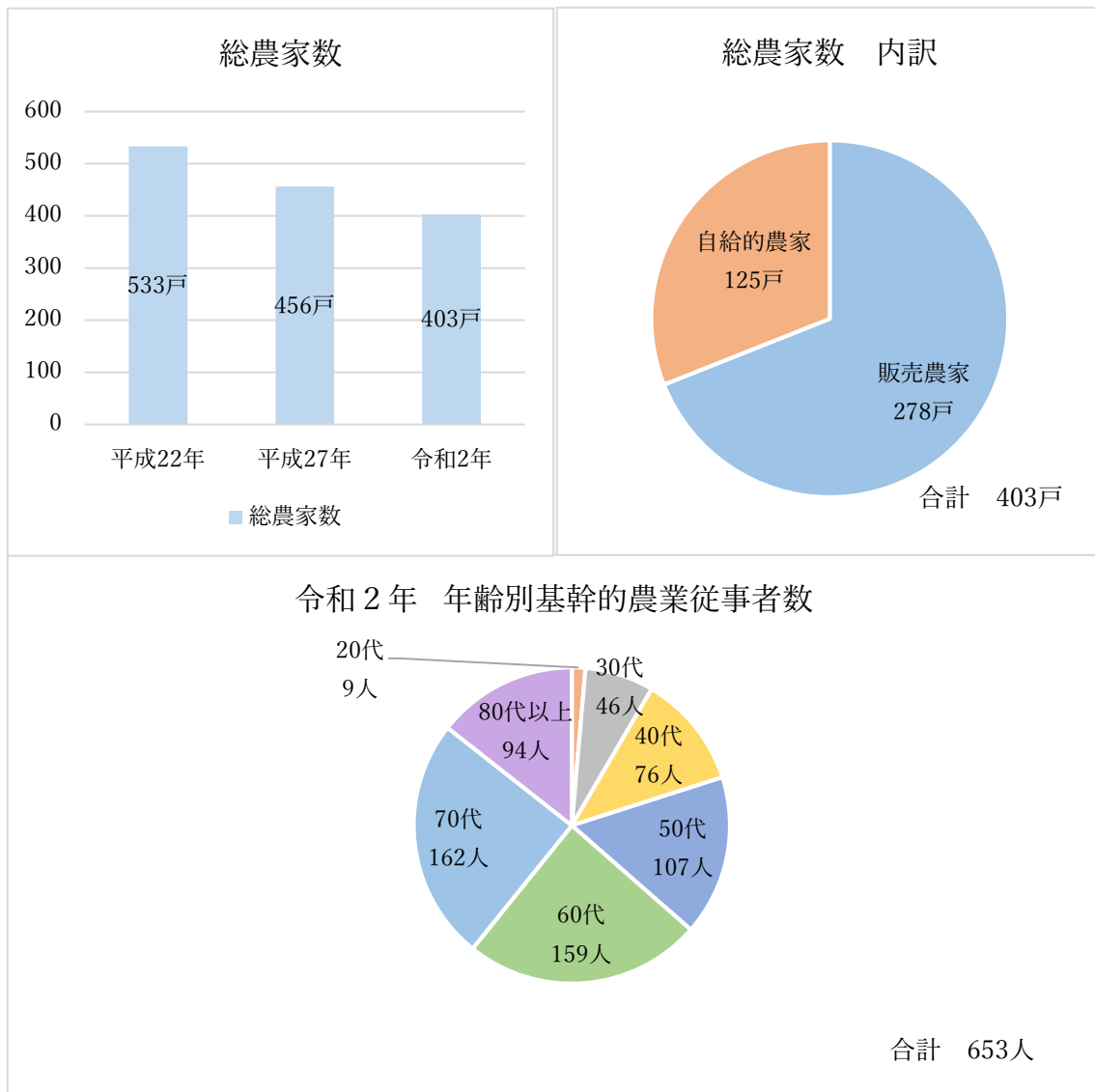
出典：市町村別農業産出額（推計）

(4) 農家数

本市における令和2年の総農家数は403戸で、その内訳は販売農家数が278戸、自給的農家数が125戸となっています。

なお、総農家数は年々減少しています。

また、年齢別農業従事者数は70代が162人(24. 8%)と最も多く、次いで60代159人(24. 3%)、50代107人(16. 4%)と高齢化が進んでいます。



出典:2010年世界農林業センサス、
2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

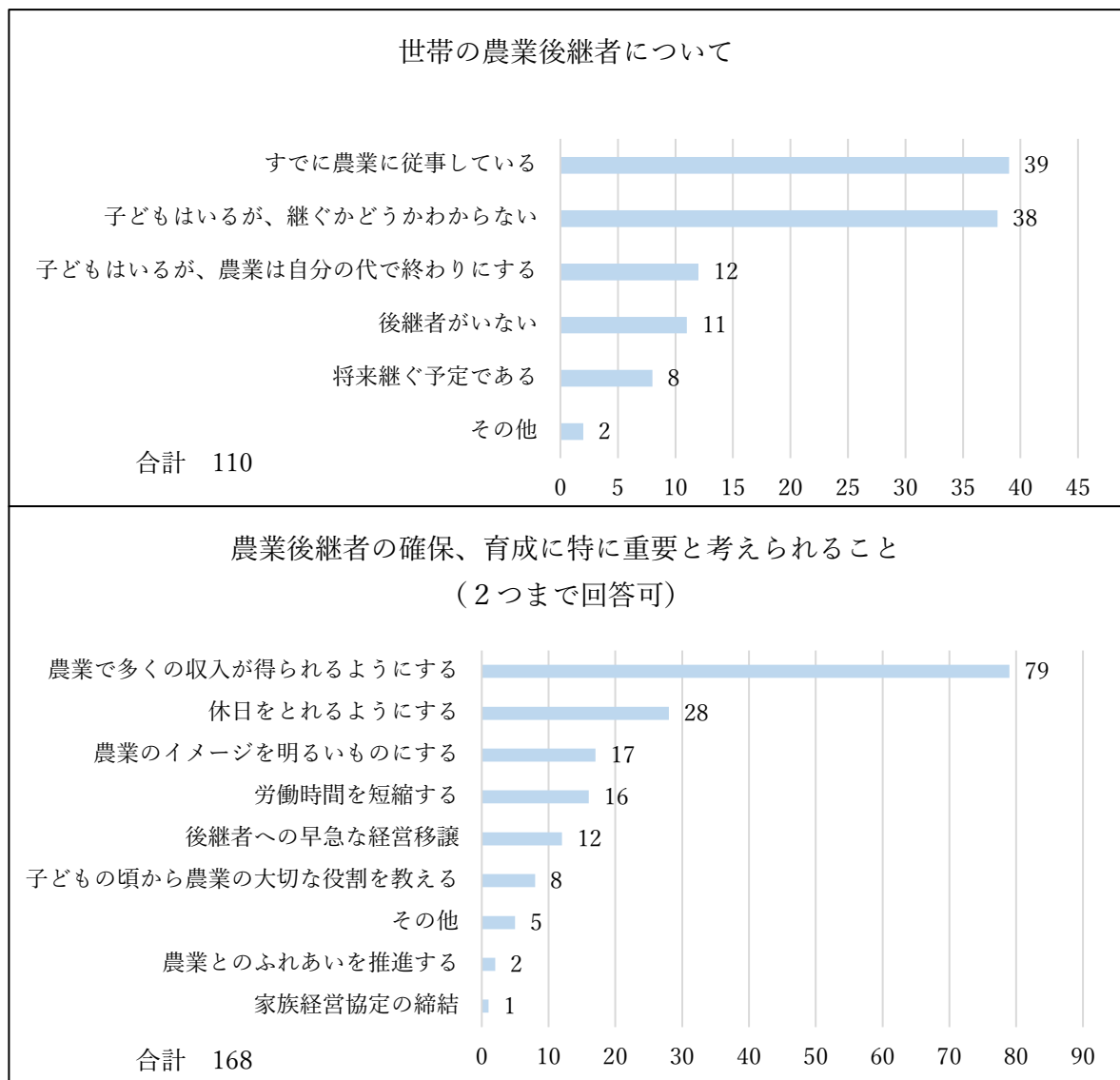
(5) 農家の意向

本市農業者の現状と今後の意向を把握するため、令和4年5月に市川市農業協同組合の各部会員289人を対象にアンケートを実施しました。アンケートは109人から回答があり、回答率は約37.7%でした。

① 労働力について

アンケート回答者のうち後継者がすでに農業に従事している、あるいは、将来継ぐ予定である農家は約4割でした。残り6割ほどの農家は、後継者がいない、あるいは、継ぐかどうか未定となっており、今後の担い手不足が懸念されます。

また、後継者の確保、育成に特に重要と考えることについては「農業で多くの収入が得られるようにする」が最も多く、ついで「休日をとれるようにする」でした。



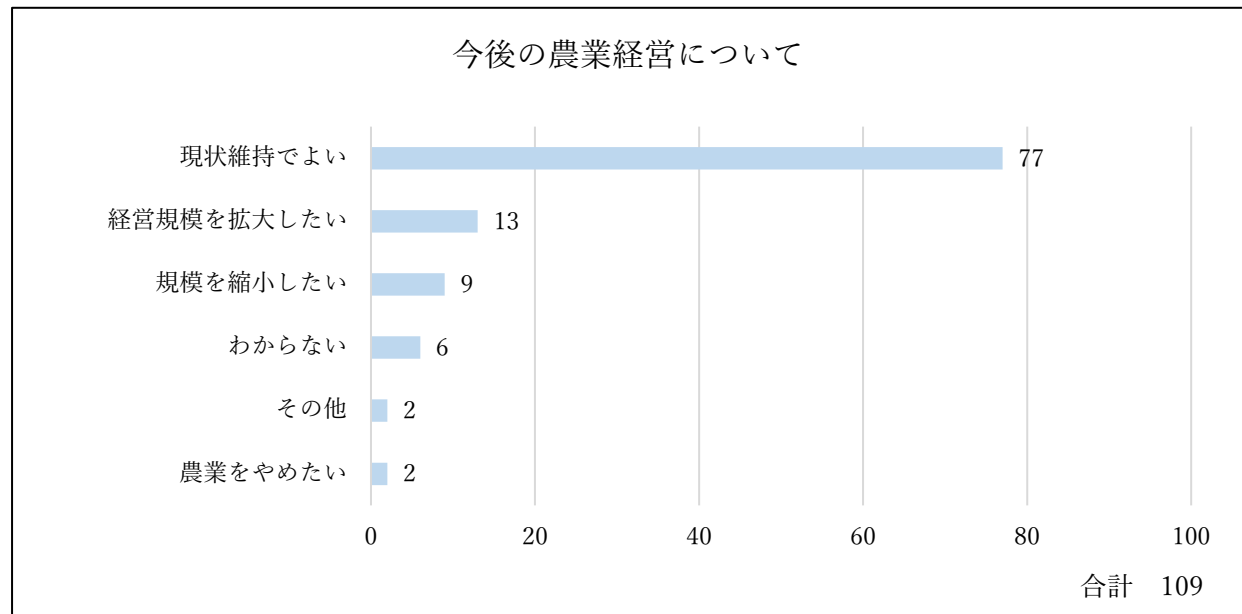
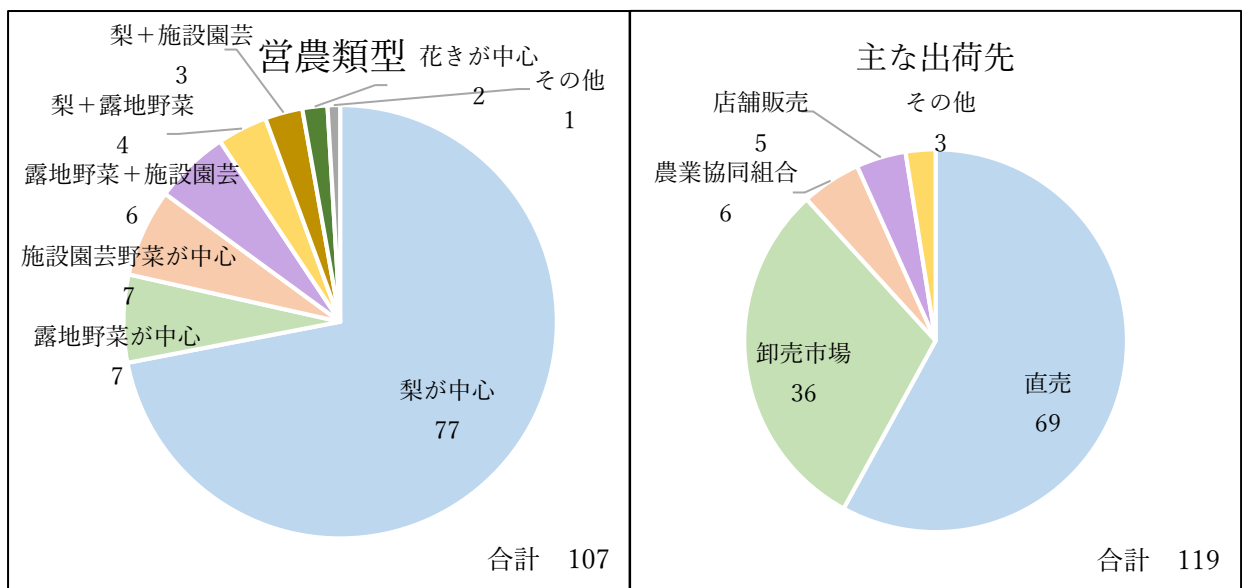
出典:いちかわ都市農業振興プラン策定等に係るアンケート

②農業経営について

営農類型については、「梨が中心」が77戸(72%)と最も多く、次いで「露地野菜が中心」、「施設園芸野菜が中心」が各7戸(6.5%)となっています。

主な出荷先は直売が69戸(58%)と最も多く、生産者と消費者の距離が近く、「梨が中心」とする農家が最も多い本市ならではの傾向となっています。

また、今後の経営規模については、現状維持が77戸と最も多く、次いで規模拡大が13戸、縮小が9戸となっており、半数以上の農家が経営規模を現状維持する意向でした。



出典:いちかわ都市農業振興プラン策定等に係るアンケート

2 市川市の都市農業の課題

(1) 担い手の確保

本市では農業従事者の高齢化が進み、後継者等の担い手も不足していることから、農家数は年々減少しています。

都市農業の持続的発展に向けて、既存の農業者への支援に加え、農業後継者や新規就農者、企業等の参入など多様な担い手を確保していく必要があります。

担い手にとって魅力的な都市農業を目指し、農作物の高付加価値化など農業所得の向上や農業経営の安定化に向けた対策と併せて、農地の集約化やスマート農業の導入等による農作業の省力化・効率化等を図り、労働環境の改善に向けた対策を推進していく必要があります。

(2) 農地の保全

本市の経営耕地面積は減少傾向にあります。近年、都市農地の位置付けが「いずれ宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ大きく方向転換され、都市農地の保全と活用を図るために生産緑地法の一部改正も施行されています。

都市農地については、農作物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場等として多様な機能の発揮を通じて、その有効活用と適正な保全を図り、住宅地との共存を目指していくことが求められています。

令和4年10月現在 ()は全体に占める割合

市川市 都市計画区域 5,639ha	市街化区域	市街化区域内農地	131.2ha (2.4%)
	3,984ha (70.7%)	生産緑地	88.1ha (1.6%)
	市街化調整区域	農業振興地域	385.7ha (6.8%)
	1,655ha (29.3%)	農用地区域	141.9ha (2.5%)

(3)都市農業と地域住民の共生・都市農業に対する理解の醸成

都市農業を持続可能な産業として成長させていくためには、住民の農業に対する理解を醸成していくことが重要です。

地域住民が都市農業を大切な地域資源であることを再認識し、その多面的な機能は都市農業の安定的な継続の下に発揮されることなど、日頃から都市農業について考え、農業施策への理解を深め、市川産農作物の積極的な購入など都市農業の支援に向けた行動に繋げていくことが期待されます。

また、一方で農地と住居が近接する都市農業においては、農薬の飛散防止や堆肥の臭気対策など、周辺的生活環境に配慮した営農活動が求められます。地域住民が農業と触れ合う場や機会の充実や農業者と地域住民との交流等を通じて相互に理解を深め、都市農業と地域住民が共生していくことが必要です

3 第一次計画等の検証

○重点事業の目標値に対する実績値

前計画(第一次いちかわ都市農業振興プラン、令和3年度計画、令和4年度計画)に位置付けられた実施事業のうち、重点事業の達成状況について検証しました。

【目標達成状況】

重点事業	評価項目	第一次計画		R3 年度 計 画	R4 年度 計 画
			R2 年度末 目標値	R3年度末 目標値	R4 年度末 目標値
		H27 年度末 実績	実績値 (達成率)	実績値 (達成率)	実績値 (達成率)
(1)認定農業者等 の育成・確保	認定農業者数	－	74 名	143 名	143 名
		56 名	138 名 (186%)	138 名 (96.5%)	138 名 (96.5%)
(2)農地の 利用促進	①*農用地 利用集積面積	－	736a	535a	630a
		436a	506a (70.0%)	597a (111%)	732a (116%)
	②農業振興地 域内農用地区域	－	142ha		
		142ha	142ha (100%)		
(3)農業に関する PR 強化	梨の産地で あることの 認知度	－	70%		
		56.1%	99.0% (141%)		
(4)民設市民農園 開設等への支援	民設市民 農園数	－	6 園	17 園	17 園
		4 園	16 園 (267%)	15 園 (88.2%)	21 園 (123.5%)
(5)スマート農業 の推進	スマート農業 推進事業 補助件数			2 件	1 件
				0 件 (0%)	0 件 (0%)

*農用地利用集積面積とは、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の面積を示す。

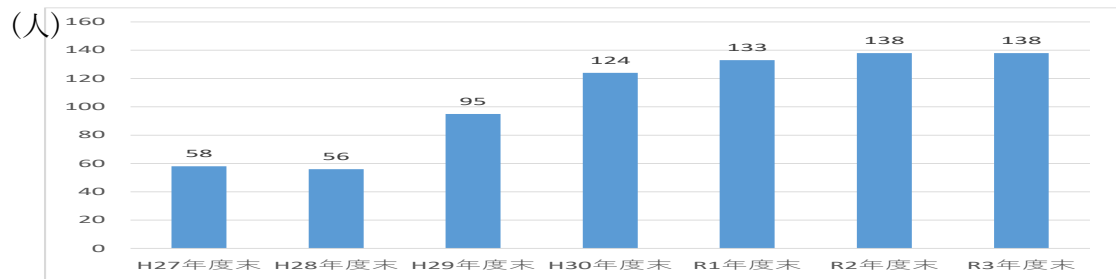
*令和4年度実績値は令和4年12月末現在の速報値です。

(1)認定農業者等の育成・確保

地域の農業の中心となる意欲的な経営体の育成と確保に向けて、認定農業者制度の普及促進を図るとともに認定農業者に対して、補助事業や農業制度資金等の支援を措置してきました。

認定農業者数は、平成 27 年度末の 58 名から令和 3 年度末には 138 名まで 6 年間で約 2.5 倍まで大幅に増加し、第一次計画目標を達成しました。近年は農家数の減少等を背景に認定数は鈍化傾向にあり、令和3年度目標は僅かに未達成でした。

■認定農業者数の推移



(2)農地の利用促進

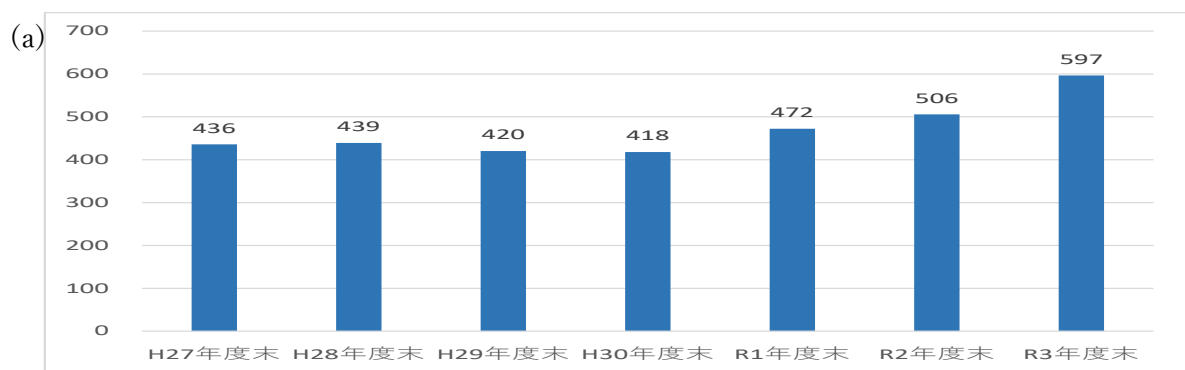
①農用地の利用集積面積

担い手不足や高齢化等により耕作できなくなった農地の利用促進や耕作放棄地対策として、農用地の利用集積を推進してきました。

農用地利用集積面積は、平成 27 年度末の 436a から令和 3 年度末には 597a まで 6 年間で約 1.4 倍に増加し、農地の集積が進んでいます。

高い目標値を掲げた第一次計画目標値は未達成でしたが、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借制度(利用権設定)の浸透に伴い、利用集積面積は着実に増加傾向にあり、令和3年度目標を達成しています。

■農用地利用集積面積(利用権設定面積)



②農業振興地域内農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて指定された農用地区域は、「農用地などとして利用すべき土地の区域」と位置付けられ、無秩序な転用等が抑制された一団の優良農地として保全が図られています。

市内の農業振興地域内農用地は、平成 27 年度末の 142ha から令和 3 年度末まで、ほぼ減少はありませんでした。

農業振興地域内農用地分布図 作成中

■農業振興地域内農用地分布図「市川市農業振興地域整備計画」

(3)農業に関する PR の強化

市内農産物の価値向上を図るため、農業に係るPR 強化として市川のなしフェアや市川とまとフェア、市川産の花の展示などのPR 活動を行いました。

また、令和2年度には新型コロナウイルス禍においても梨の選果場を見学できるように動画の作成と公開等を行いました。

「市川市が梨の産地であることの認知度」は平成28年度の56.1%から令和2年度には99.0%へと大幅に向上し、第一次計画の目標値を達成しました。

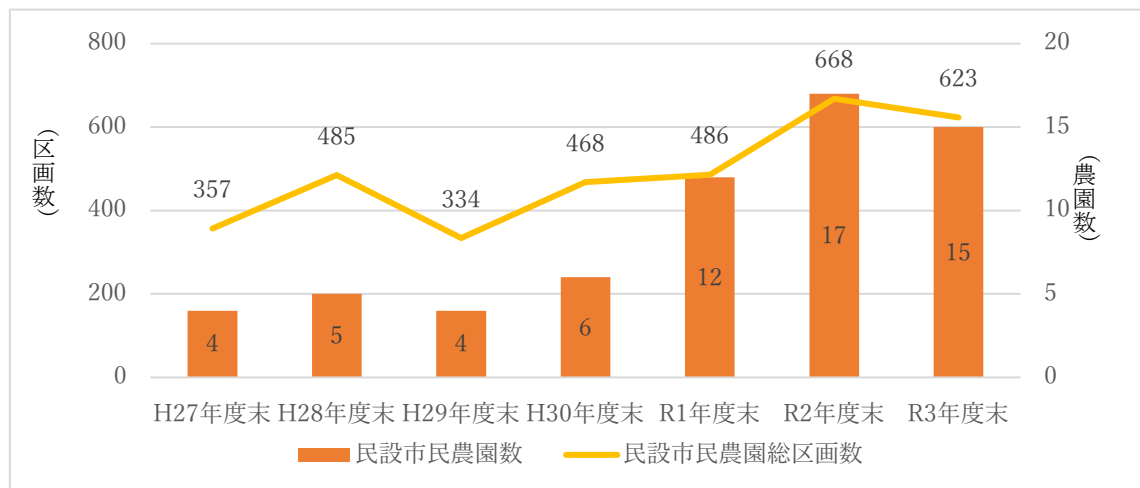
(4)民設市民農園の開設等への支援

都市化が進展し農地が減少していく中で、市民の土とのふれあいや農業に対する理解の醸成を推進していくために、民設市民農園の開園に向けた相談対応や農地所有者向けの市民農園開設マニュアルの作成、開設・運営に係る助成等の支援を行いました。

民設市民農園は、農地が多い市の北部地域において農地所有者等による開設が続いており、平成27年度末の4園から、令和3年度末には15園と3.5倍まで増加しています。

令和4年度には、補助金を利用して遊休農地を民設市民農園に転換した事例もあり、遊休農地の減少にも寄与しています。

■民設市民農園数と区画数の推移



(5)スマート農業の推進

農作業の現場における人手不足や重労働、技術承継等の課題に対応していくため、令和2年度よりスマート農業の推進を重点事業に追加しました。

スマート農業については大規模な稲作で導入が先行しています。本市の主要産物である果樹に対しては実証試験が進められている段階のものが多く、令和3年度は導入補助目標値2件に対して実績は0件でした。

しかしながら、本市都市農業の振興においても農作業の省力化・効率化は急務であることから、今後も引き続き関係機関と連携しながら本市の営農状況に適した技術等に関する情報を収集し、機械化やスマート農業技術の導入促進に向けた支援を行っていく必要があります。

第3章 市川市の農業の目指す姿

1 基本目標

本市農業の将来を見据え、基本目標を次のように定めます。

活力と笑顔あふれる力強い「いちかわ」農業へ
～魅力ある都市農業を目指して～

2 基本方針

本市では様々な問題に対応するため、引き続き次の3項目を基本方針として設定し、基本施策を展開していきます。

【基本方針Ⅰ】活力に満ちた農業の推進

農業従事者が将来にわたり持続的な農業を行うためには、活力に満ちた農業の実現が不可欠であることから、次の基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- (1)「農業者等の育成・確保」:担い手の育成や新規就農者の確保等
- (2)「農業経営の安定化」 :農業生産施設等への支援等
- (3)「農産物の価値向上」 :農産物の PR や農産物の高付加価値化の推進等

【基本方針Ⅱ】都市農地の保全

都市農地の保全と利用の促進に向けて、関係機関と連携して次の基本施策を展開していきます

<基本施策>

- (1)「農地の利用促進」 :利用集積の促進、農地パトロール等
- (2)「生産緑地制度等の活用」:生産緑地の指定、都市農地の貸借の円滑化等

【基本方針Ⅲ】都市農業への理解の醸成

都市農地が有する多様な機能の発揮を通して市民の農業への理解の醸成を図るため、次の基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- (1)「農業とふれあう機会の充実」 :市民農園や体験農園の整備等
- (2)「地産地消の推進」 :市内産農産物の直売や食育事業等
- (3)「広報活動の推進」 :農地の多面的な機能に関する PR 等

3 施策体系

基本目標を実現するため、基本方針及び基本施策の体系に基づき事業を展開していきます。

NEW		新規事業又は現計画からの分類変更		★重点事業(新規) ☆重点事業(継続)	
基本目標	基本方針	基本施策	実施事業		
活力と笑顔あふれる力強い「いちかわ」農業へ、魅力ある都市農業を目指して	Ⅰ 活力に満ちた農業の推進	(1) 農業者等の育成・確保	1) 認定農業者等の育成・確保 ☆		
			2) 農業青少年グループへの支援		
			3) 多様な担い手等の育成		NEW
		(2) 農業経営の安定化	1) 農業生産施設等への支援		
			2) スマート農業の推進 ☆		
			3) 環境に配慮した農業の推進 ★		
			4) 農業所得の安定対策の推進 ★		NEW
	(3)農産物の価値向上	1) 農産物に係る PR の強化			
		2) 農産物の高付加価値化等の推進			
	Ⅱ 都市農地の保全	(1)農地の利用促進	1) 利用集積の促進 ☆		
			2) 遊休農地対策		NEW
		(2)生産緑地制度等の活用	1) 生産緑地の指定		NEW
			2) 都市農地の貸借の円滑化の推進		NEW
	Ⅲ 都市農業への理解の醸成	(1)農業とふれあう機会の充実	1) 市民農園等の充実 ☆		
			2) 農業に関する学習の機会の充実		NEW
			3) 農業ボランティアの推進		NEW
		(2)地産地消の推進	1) 地産地消の推進		
			2) 食育事業の推進		
		(3)広報活動の推進	1) 農地の多様な機能の PR		

第4章 施策の内容

【基本方針Ⅰ】活力に満ちた農業の推進

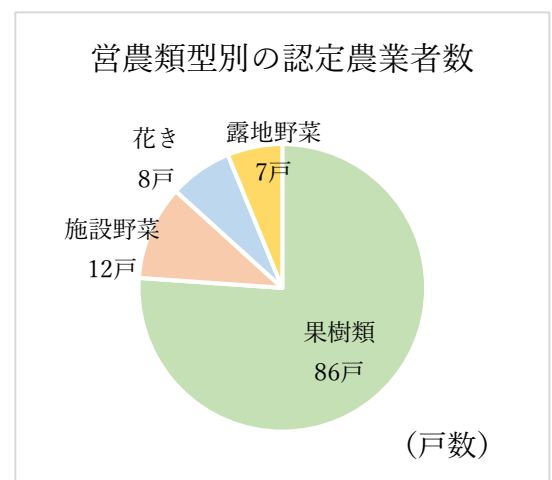
将来にわたり、安定的な経営が確立できるよう、都市農業における果樹・野菜・花き栽培の振興、農業者等の育成・確保など農業経営を支援するとともに、地域ブランドを活用した地元農産物のPRなどに努め、活力に満ちた農業を推進します。

<基本施策(1)>農業者等の育成・確保

1) 認定農業者等の育成・確保(重点事業)

地域の農業の中心的な担い手として期待される認定農業者や認定新規就農者制度の周知徹底を図り、意欲があり企業的経営感覚に優れた農業者の育成・確保対策を推進していきます。

また、新規就農参入者等に対する相談窓口として、関係機関と連携しながら就農準備等に必要な農業技術や知識の習得、助成制度に関する情報の提供、就農後の経営の安定化に向けたフォローアップ等の支援を行います。



2) 農業青少年グループへの支援

農業従事者が年々減少していく中で、農業後継者で組織された農業青少年グループが取り組む農業経営や栽培に関する知識・技術の習得や後継者同士の連帯感の育成を目的とした活動を支援し、地域の未来の農業の担い手の育成に努めます。

【市川市農業青少年クラブについて】

市川市内の農業後継者で構成される団体で、昭和38年に発足しました。4Hクラブとも呼ばれています。

市川市農業青少年クラブは、農業に関する講習会への参加や研修の開催をすることで自らのスキルアップに努めているほか、幼稚園児等を対象に市内の未利用農地を活用したサツマイモの収穫体験事業なども行っています。



サツマイモ収穫体験

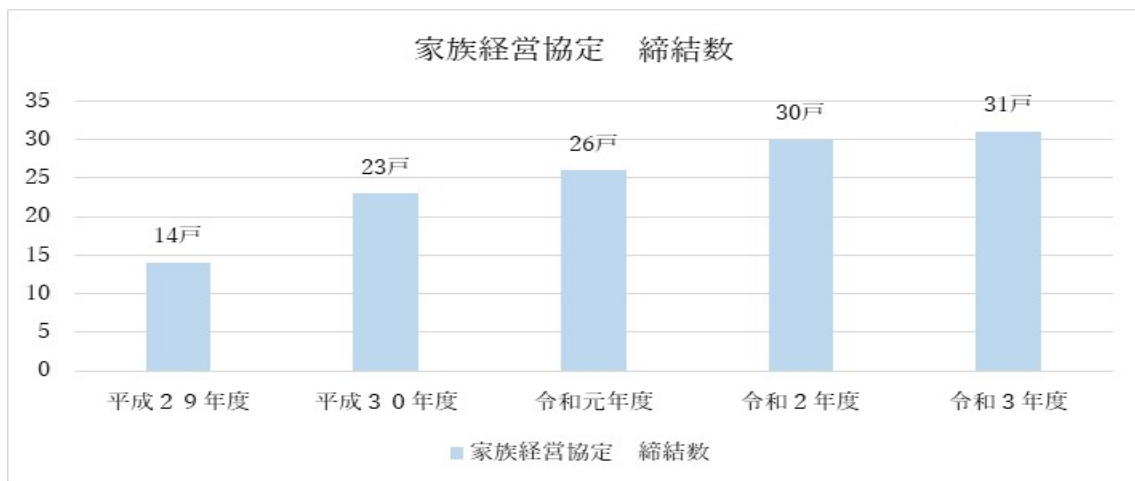
3)多様な担い手等の育成

女性農業者の農業経営への参画を推進するとともに、農業法人化や企業等の参入に際して必要な情報の提供を行い、多様な担い手の育成を推進します。

また、都市農業の支え手となる援農ボランティアの育成に取り組みます。

①女性農業者の参画の推進

女性が共同経営者として農業経営に積極的に参画し、活躍できるよう、家庭内での役割分担を明確にする家族経営協定の締結や、夫婦連名での認定農業者等の申請等を推進します。



* 令和4年1月末時点

②農業法人化や企業等の参入への支援

農業法人化や集落営農は経営規模の拡大や経営承継を図る農家にとって、経営管理能力の向上その他、様々なメリットがあります。

農業法人化や集落営農、企業の農業への参入に関して必要な情報の提供や相談について、関係機関と連携して取り組みます。

③援農ボランティアの育成

農業従事者の怪我や病気等による一時的な人手不足の緩和と市民の都市農業への理解の醸成を目的に、農作業をボランティアで手伝いたい市民等を募り、受入希望の農業者に紹介する「いちかわ援農隊」(援農ボランティア制度)を実施しています。

今後も都市農業の支え手として、また、農業への幅広い市民参加を図るため、農業ボランティアの育成と制度の充実に取り組みます。

＜基本施策(2)＞農業経営の安定化

1) 農業生産施設の設置等への支援

農業者が実施する生産性の向上に必要な農業施設・機械等の導入に対して支援を行います。

2) スマート農業の推進(重点事業)

ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用した「スマート農業」の推進により、超省力化・効率化が進み、きつい作業からの解放、熟練者でなくても誰もが取り組みやすい農業の実践や高品質生産の実現などが期待されています。

本市では、令和2年度よりロボット草刈機等の先端技術の導入に対する支援を行っています。今後も、地域農業の中心的担い手となる農業者を中心に機械化やスマート農業の普及推進を図ります。

【千葉県ナシ栽培スマ農コンソ】

千葉県が代表を務めるコンソーシアムに市川市も参加しています。

ニホンナシ栽培の課題解決に向けて、「収穫作業」、「薬剤防除」、「生育予測」の3つをテーマに、ロボットやAI、ICT等のスマート農業技術を活用して、ナシ栽培の労働負荷の軽減や気候変動への対応に取り組む実証事業が市内のナシ農園等で実施されました。



■ヒト自動追従ロボット作業車の実証

梨栽培における課題	実証事業
生産力の向上	⇒ ヒト自動追従ロボット作業車の開発・実証
環境配慮型農業への転換	⇒ ほ場ごとの気象データに基づく病害発生予測
栽培技術の継承	⇒ ナシの棚下から自動で画像を収集し、AIが生育解析を行うシステム

3)環境に配慮した農業の推進(重点事業)

農業生産活動は、自然界の物質循環を活かしながら行うため、地球温暖化対策や生物多様性の保全等に配慮し、環境と調和した持続可能な農業を推進していくことが重要です。

また、都市農業においては農地が消費地と近接していることが営農上の利点であると同時に、農薬の飛散防止や堆肥の臭気対策など、周辺の生活環境に配慮した農作業が求められます。

農業活動に伴う環境負荷の低減に向けて、減農薬・減化学肥料栽培等の農業生産方式を推進するとともに、環境の保全や廃棄物の資源化を図り、都市と農地が共存する持続的な農業を推進します

①減農薬・減肥料栽培等の推進

化学合成農薬や化学肥料の使用量の低減に関する取り組みを推進します。性フェロモン剤等の減農薬栽培資材や化学合成農薬のみに依存しない IPM(総合的病害虫・雑草管理)技術の導入への取り組みを支援します。

また、農薬飛散防止施設等の設置に対して支援を行い、生活環境の保全に配慮した農業を推進します。

②環境保全型施設園芸の推進

化石燃料の使用量の削減など、環境負荷低減技術を活用した施設園芸への転換に向け、省エネ機器や資材等の新技術導入などの取組を推進します。

③ 資源循環型農業の推進

農業生産活動に伴って発生する廃プラスチックや剪定枝等の適正処理と再資源化への取り組みを支援し、資源循環型農業を推進します。

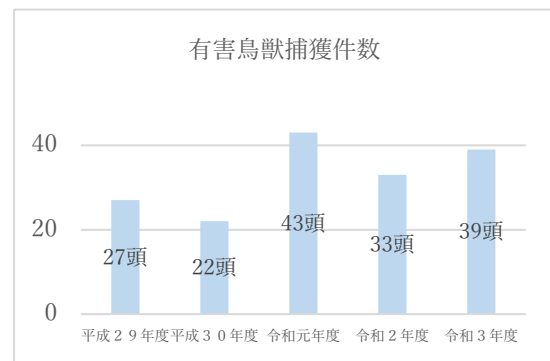
4)農業所得の安定対策の推進(重点事業)

近年の地球温暖化の進行に伴う自然災害の増加や農作物価格の下落等のリスクに対応した農業所得の安定化に向けて、多目的防災網や農業用灌漑用水設備等の導入に対する支援及び収入保険・農業共済の普及促進、適応策に関する情報の提供等を推進します。

また、有害鳥獣による農作物への被害を低減するため、有害鳥獣の捕獲等に関する支援を行います。



■多目的防災網



【ソーラーシェアリング】

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電で共有するソーラーシェアリングについては、作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善等が期待されています。

国内では農地転用が原則認められていない農業振興地域内農用地区域等を中心に、発電事業者や農地所有者等による導入が進んでいます。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

[写真の出典:農林水産省]

<基本施策(3)>農産物の価値向上

限られた農地の中で生産性と品質の向上に取り組み、単位面積当たりの収益の向上を図るとともに、農産物のブランド化や6次産業化など農産物の付加価値を高める取組を推進し、農業所得の向上を目指します。

1) 農産物に係るPRの強化

市内農産物を広く市内外にPRすることを目的としたPRイベントの実施やパンフレットの作成、ふるさと納税の活用等、いちかわの農業のPRを強化していきます。

↓ 近年の写真に



2) 農産物の高付加価値化等の推進

農作物を生産するだけではなく、消費者ニーズに対応した高付加価値な農産物の生産や新たな地域ブランド品の創出など、高収益な農業経営に向けた取り組みを推進します。

直売やインターネット、SNS、インショップ等による販路拡大への取り組み、都市農業者自らによる農産物加工品の開発・生産・販売活動や食品関連企業等との連携による商品開発など、6次産業化や農商工連携への取組みを支援します。

(仮)最新の内容に変更予定



◇コラムⅥ 市川市内における農商工連携事業

現在、市川市では農商工連携事業として、地場産物を使用した菓子や料理が飲食店等で作られており、特産品である「市川のなし」を使用した菓子等5品、味に定評のある「市川とまと」を使用した料理等19品が市内で販売されています。

Ⅱ 都市農地の保全

優良な都市農地の保全と利用の推進に向けて、農業委員会等と連携を図りながら、意欲ある都市農業者へ農地の集積や集約を推進します。

また、都市農地を保全する有効な手段である生産緑地に関する制度の充実を踏まえ、貸借の円滑化等により都市農地の保全に努めます。

(1)農地の利用促進

1)利用集積の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足等により耕作できなくなった農地について、農業委員会及び農地利用最適化推進委員等と連携して、生産規模を拡大したい農業者への集積や集約を推進し、地域における営農の中心的な経営体を確保しながら、農地の流動化と有効利用・保全対策に取り組めます。

また、利用集積の拡大に向けて、農地の出し手と受け手に係る情報を積極的に収集し、両者の適切なマッチングを推進していきます。

2) 遊休農地対策

農地の利用促進につなげるため、農地法(第 30 条第1項)に基づく「利用状況調査」に位置づけて農地パトロールを実施し、農地の利用状況と遊休農地の実態を把握し、違反転用の発生防止に努めます。

(2)生産緑地制度等の活用

1)生産緑地の指定

生産緑地地区制度は、市街化区域内にある農地の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害や災害の防止と農林漁業と調和した都市環境の保全のために、農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画制度です。

生産緑地法の改正を受け 2019 年 12 月に「市川市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、300 ㎡以上の農地も生産緑地の指定対象としています。今後も、都市にあるべきものとして生産緑地の指定・保全を図ります。

2)都市農地の貸借の円滑化の推進

2018年、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下「都市農地貸借法」という)」の施行に伴い、生産緑地地区の農地所有者だけではなく、経営規模を拡大したい農業者や新規就農希望者、市民農園を開設したい民間事業者も生産緑地を借りて営農等ができるようになりました。

本市でも、令和4年度に都市農地貸借法を活用して新規就農者が生産緑地を借りて営農している事例があります。

今後も生産緑地が有する機能の発揮が図れるよう、同制度の活用を推進します。

○生産緑地法とは

生産緑地法とは、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を都市計画に定め、建築行為等を規制することで、都市農地の計画的な保全を図る制度です。

生産緑地の指定を受けることにより、固定資産税が農地課税となり、相続税の納税猶予制度が適用されます。

○生産緑地法の改正について

- ①生産緑地地区指定の面積要件について、市区町村の条例の制定を条件に、500㎡以上から300㎡以上へと引き下げが可能となりました。
- ②生産緑地地区内では、生産等に必要な施設のみ設置可能でしたが、直売所や農家レストラン等の設置が可能となりました。
- ③指定後30年を経過する生産緑地の所有者等の意向を基に、当該生産緑地を特定生産緑地として指定することが可能となりました。特定生産緑地の指定を受けることで、引き続き税制特例措置が継続されます。

【基本方針Ⅲ】都市農業に対する理解の醸成

都市農業は、厳しい営農環境の中で生活に欠かせない農作物を供給しているほか、身近な農業体験・交流の場の提供や災害時の防災空間の確保、潤いや安らぎにつながる緑地空間など、様々な機能を提供しています。

都市農業の持続的発展に向けて、地域住民が都市農業を大切な地域資源であることを再認識し、その多面的な機能は都市農業の安定的な継続のなかで発揮されることなど、日頃から都市農業について考え、農業施策への理解を深め、市川産農作物の積極的な購入など都市農業の支援に向けた行動に繋げていくことが期待されます。

市民の地産地消に対する意識を高め、農業とふれあう場や機会の充実を通して農業を身近に感じられるような取り組みを推進します。

<基本施策(1)>農業とふれあう機会の充実

多様な形態の農園整備や農業体験の場を確保し、農業者と市民の相互理解を深めるとともに、市民との協働による農業の活性化を図ります。

また、学校農園などの農業体験の場を確保し、子どもの頃から農業に触れ、農業に関心を持ち、農の大切さを学べるような環境づくりに努めます。

1) 市民農園等の充実(重点)

利用者が農園主から指導を受けながら農作物の栽培・収穫を行う体験農園や区画貸農園、果樹の摘み取りなどの収穫体験を提供する観光農園など、農業者や事業者等による民設市民農園の開園や運営を支援し、農地の有効活用、農家収入の向上や農業者と市民の交流を推進します。

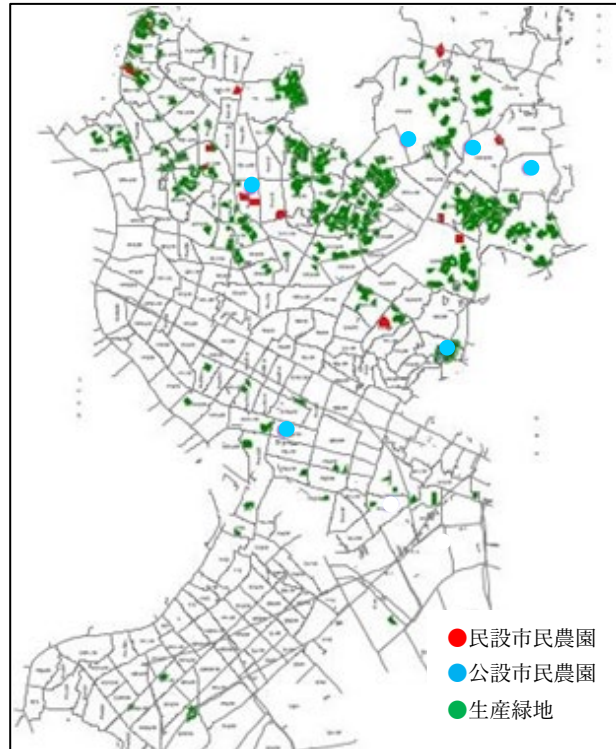
○公設市民農園について

本市では昭和 52 年より、農地所有者から遊休農地等を借りて公設市民農園の運営を行っています。

その後、特定農地貸付法の改正(平成17年9月)及び都市農地貸借法の施行(平成 30 年 9 月)に伴い、NPO法人や企業等も市民農園を開設できるようになり、近年は市の北部を中心に農家や事業者による市民農園の開園・運営が増えています。

このため、市北部を中心に農家や事業者等による市民農園の開設・運営の余地のある地域については民設市民農園の開設を推進し、農地の少ない市中部以南の地域については、公設市民農園の維持に努めます。

また、公設市民農園の運営に民間の活力を導入していくことなども検討します。



■ 市民農園位置図（令和 3 年度末現在）※精査中

■ 開設方法別の民設・公設市民農園の内訳(令和3年度末現在)

		市民農園 整備促進法	特定農地 貸付法	農園利用方式	計
市民 農園	民設	1園 (56区画)	12園 (436区画)	2園 (131区画)	15園 (623区画)
	公設		6園 (619区画)		6園 (619区画)
計		1園 (56区画)	18園 (1,055区画)	2園 (131区画)	21園 (1,242区画)

○市民農園とは

『市民農園』とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。このような農園は、ヨーロッパ諸国では古くからあり、ドイツではクラインガルテン(小さな庭)と呼ばれ、我が国では市民農園と呼ばれるほか、農業体験農園、ふれあい農園などいろいろな名称で呼ばれています。

日帰り型市民農園



〔 埼玉県 鴻巣市
こうのとりの四季菜ファーム 〕

近くには農産物直売所や地域食料供給施設も存在し、農家との交流を通じて、地域コミュニティの活性化、農業に対する理解を深める場として、子供やお年寄りまで幅広い方々に農業体験をしていただけます。

滞在型市民農園



〔 兵庫県 多可町 フロイデン八千代 〕

全国で初めての滞在型市民農園であり、現在、町内には125棟の滞在型市民農園があり日本一の規模となっています。

第2回オーライ！ニッポン大賞グランプリ(内閣総理大臣賞)を受賞。

日帰り型及び滞在型市民農園



〔 佐賀県 唐津市 おいでな菜園 〕

福岡市から車で約1時間のところに位置し、心なごむ景色に囲まれ、週末に里帰り気分での農園体験が楽しめます。

日帰り型及び滞在型市民農園



〔 新潟県 小千谷市 おぢやクラインガルテンふれあいの里 〕

農園の遠くには越後三山、眼下には信濃川の圧倒的な大パノラマが広がり、高速道路ICからのアクセスに優れ、豊かな自然の中での生活をのんびりと楽しめます。

(仮)[写真の出典:農林水産省]

3) (学校教育における) 農業に関する学習の機会の充実

将来を担う子どもたちが生命、自然、環境及び食物などに対する理解を深めるとともに、情操を養い生きる力を身につけることや食育の推進等に向けて、学校教育における農作業体験その他農業に関する学習の機会の充実を図ります。



4) 農業ボランティアの推進 [再掲]

農業従事者の突然の怪我や病気等による一時的な人手不足の緩和と市民の都市農業への理解を醸成していくことを目的に、農作業をボランティアで手伝いたい市民等を募り、受入希望の農業者に紹介する援農ボランティア制度を実施しています。(いちかわ援農隊)

今後も都市農業の支え手として、また、農業への幅広い市民参加を図るため、農業ボランティアの育成と制度の充実に取り組みます。

○いちかわ援農隊について

いちかわ援農隊とは、市民が農作業を手伝うことにより市内農業者の負担を軽減し、さらに農業者と市民との交流を図り、都市農業への理解を深めることを目的として、平成25年に組織された農業ボランティア団体です。

令和4年12月末時点で54名の会員が所属しています。



＜基本施策(2)＞地産地消の推進

1) 地産地消の推進

地産地消は、消費者にとっては生産者との距離が近く顔も見えるために新鮮かつ安心な農作物を購入することができるというメリットがあり、また、少量多品目を生産している生産者にとっても市場出荷に限定されずに農作物の販売促進につながるというメリットがあります。

また、食育、旬と地域の食文化への理解の醸成、長距離の輸送を必要としないことによる環境負荷の低減、郷土愛の涵養など、多くの利点があります。

直売所や市内小売店での販売に関する取り組みへの支援、直売所マップの作成・配布などを通じて、地産地消の推進を図ります。

2) 食育事業の推進

健全な食生活の実践等を目的とした食育を推進するなかで、農業体験の実施や学校給食等における地場産物供給のための取り組みを推進していきます。

特に学校給食においては、今後も関係機関と連携して、給食に地元農作物を多く取り入れるなどの取り組みを推進していきます。

＜基本施策(3)＞ 広報活動の推進

1) 農地の多様な機能の PR(重点事業)

農地は農作物の供給だけでなく、災害時の避難場所としての機能や雨水を一時的に貯め時間をかけて徐々に流す治水機能、延焼防止機能や土砂崩れを防ぐ機能等多様な機能を有しています。

市のホームページや市川の農業に関するイベントの開催等を通して、農地が有する多様な機能を市民へ PR し、市民の農業に対する理解の醸成を図ります。

■ 農地の多様な機能



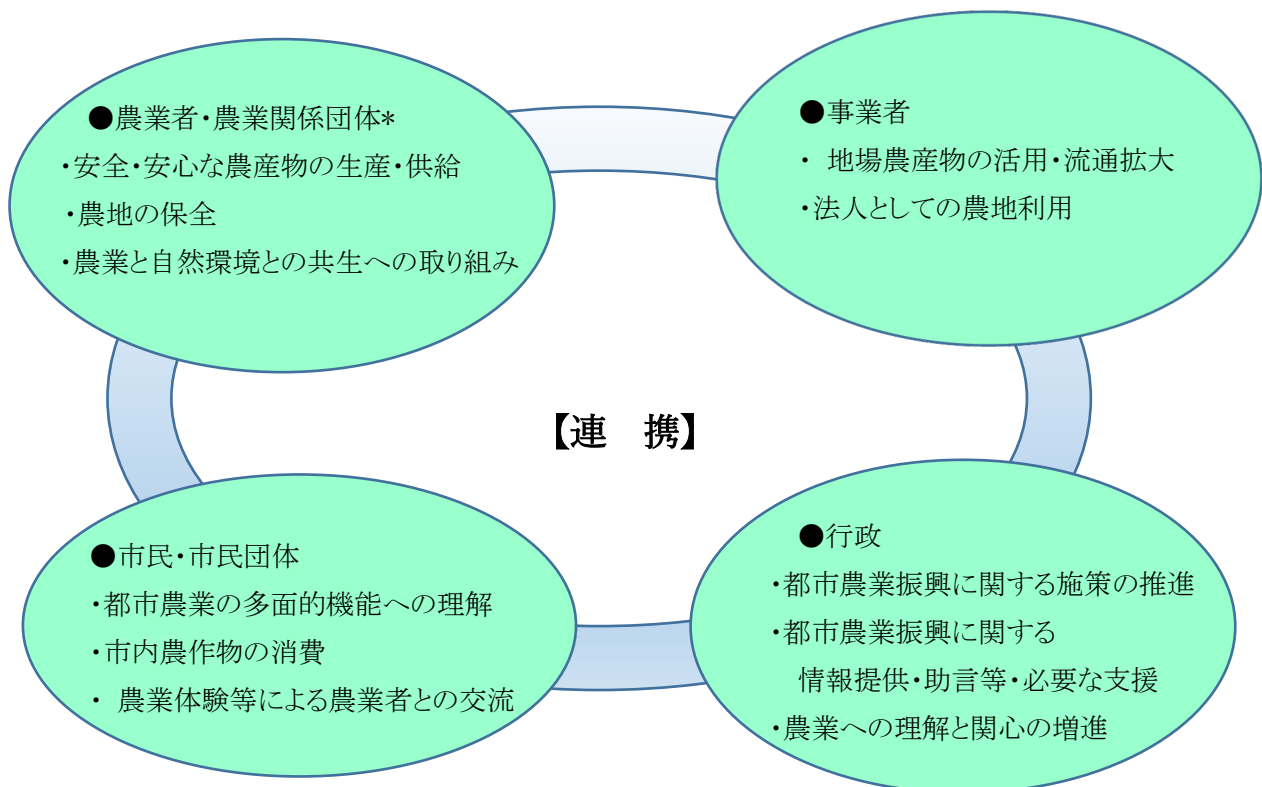
(仮)「都市農業振興基本法のあらまし」より

第5章 計画の推進

1 各主体の役割と推進体制

計画を円滑に推進するため、行政や JA、生産者、市民など様々な主体が市川市の農業振興を目的として連携し施策を推進していく必要があります。

■各主体の役割



*[農業関係団体]

JAいちかわ、市川市農業士等協会、市川市農業青少クラブ等

2 重点事業と目標指標

本計画における重点事業とその指標を設定し、基本目標の実現に向けた取り組みの進捗状況の評価を行います。

■ 基本方針別の重点事業と目標指標

基本方針	重点事業		指標	R3年度 実績値	R7 年度 目標値
Ⅰ 活力に 満ちた農業 の推進	①	認定農業者等 の育成・確保	認定農業者数	138 名	140 名
	②	スマート農業 の推進	スマート農業助 成件数 (情報提供)	0件 (0 回/年)	2件 (2 回/年)
	③	環境に配慮した 農業の推進	減農薬栽培 面積	5,157.5a	5,200a
	④	農業経営の安定化 対策の推進	果樹園における 多目的防災網 設置面積 (設置割合)	4,566a (22%)	5,800a (28%)
Ⅱ 都市農地 の保全	⑤	農地の 利用集積の促進	担い手への 農用地利用集 積面積** (集積率)	19,917a (38.5%)	22,200a (43%)
Ⅲ 都市農業 への理解 の醸成	⑥	民設市民農園の 開設等への支援	民設市民農園 区画数	623 区画	800 区画
			農業に関心 がある市民の割合 (e-モニター)	72.3%	85%

**担い手への農用地利用集積面積とは、認定農業者や市川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想における水準到達者等への農用地利用集積面積を示す。

①認定農業者等の育成・確保

農業数が減少傾向にある中で、地域の中心的な農業の担い手となる認定農業者や認定新規就農者の育成と支援に取り組み、令和3年度水準の維持・微増を目指します。

②スマート農業の推進

農作業の効率化や負担軽減、人手不足の解消に向け、機械化やスマート農業技術に関する情報の提供と設備導入への支援を行います。

③環境に配慮した農業の推進

果樹栽培や施設園芸における減農薬栽培への取り組みを支援し、性フェロモン剤等の減農薬栽培資材導入面積の拡大を図ります。

④農業経営の安定化に配慮した農業の推進

近年増加している台風や雹などの自然災害や害虫、鳥類などによる被害を防止し、農業経営の安定化を図るため、多目的防災網の設置を支援します。

⑤農地の利用促進

担い手の高齢化等により今後も増加が予想される未利用農地や耕作放棄地対策として、引き続き農業委員会と連携し、利用権設定による農地の貸し手と借り手のマッチングを重点的に実施していきます。

⑥民設市民農園の開設等への支援

市民が土に親しみ農家との交流等を通して都市農業に対する理解を深めていくため、民設市民農園の開設を支援していきます。

併せて、広報活動等を推進し、都市農業に対する市民の理解の醸成を図ります。

3 計画の評価と適切な進行管理

PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)を実施することで、計画の進行管理を適正に行います。

また、社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第二次いちかわ都市農業振興プラン(案)

第二次いちかわ都市農業振興プラン

発行：市川市

〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1

047-711-1141(代表)

編集：市川市経済部農業振興課